

1 . 件名 : 新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大山生竹テフラ噴出規模見直し) (美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機及び大飯3, 4号機の設計及び工事の計画【8】)

2 . 日時 : 令和3年10月28日 13時30分~15時35分

3 . 場所 : 原子力規制庁 9階C会議室 (TV会議システムを利用)

4 . 出席 (・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁 :

(新基準適合性審査チーム)

高橋管理官補佐、立元管理官補佐、中房上席安全審査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、井上主任安全審査官、安田主任安全審査官

関西電力株式会社 :

原子力事業本部 原子力安全・技術部門 プラント・保全技術グループ

マネジャー 他3名 及び 担当者7名

5 . 要旨

(1) 関西電力から、大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る、美浜発電所第3号機、高浜発電所第1号機、第2号機、第3号機及び第4号機、大飯発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の(変更)認可申請について、本日の提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、詳細に説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

防護設計における降下火砕物特性の設定の考え方を、既許認可の審査経緯を踏まえて説明すること。

○建屋内に設置されている防護対象施設の名称及び安全機能の重要度分類を示すこと。

○資料1「表-2 建物・構築物の降灰層厚での発生値と許容値の比較」の発生値(軸力、曲げモーメント、せん断)について、当該部材の建屋内位置を明確にした上で、説明すること。

○海水取水設備、海水ストレーナ及び安全保護系計装盤における影響評価における評価条件の根拠を説明すること。

○直接屋根を支える主要部材であるトラス・一次部材の梁の応力度評価の必要性について、屋根や二次部材の梁と比較して説明すること。併せて、健全性評価フローについても図等を用いて示すこと。

○高浜1号機燃料取扱建屋のトラスに関する降下火災物等堆積時の検討内容について、評価対象部材を示すこと。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- 資料1 美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機及び大飯3, 4号機 設計及び工事計画に係る補足説明資料 大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る対応(抜粋)
- 資料2 設計及び工事計画 コメント反映整理表
- 資料3 新規制基準適合時の設置許可まとめ資料(抜粋)

以上